

令和4年度集団指導資料

就労支援事業会計処理基準について

群馬県健康福祉部監査指導課 令和4年9月

【説明項目】

- 1 基本事項
- 2 原価計算に関すること
- 3 会計上の処理方法

【資料】・・・別途掲載

資料1：別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」

「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱い」についての一部改正について
(平成25年1月15日社援発0115第1号厚生労働省社会・援護局長通知)

資料2：「就労支援の事業の会計処理の基準」の改正に係る留意事項等の説明

「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正に伴う留意事項等の説明
(平成25年1月15日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

就労支援事業会計の処理については、法人又は事業所で会計事務所等外部に委託しているため、内容の把握は不要と認識している場合もあるかもしれません。

しかし、利用者への適切な賃金・工賃の支払いに関わる事柄のため、今回の集団指導内容を確認いただくようお願いします。

就労支援事業会計処理基準とは

対象となる就労支援事業所において「適正な利用者賃金・工賃を算出する」ために必要となる就労支援事業における会計についての基準

対象

下記サービスを提供する社会福祉法人以外の法人
(社会福祉法人については『社会福祉法人会計基準』による。)

就労移行支援

就労継続支援A型

就労継続支援B型

就労支援事業会計処理基準とは

「適正な利用者賃金・工賃を算出する」ことは下記のように各事業の指定基準・解釈通知において定められている

就労継続支援A型 基省192条

生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

賃金の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

就労継続支援B型 基省201条

利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

就労移行支援 基省184条

生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

就労支援事業会計処理基準で定められていること

就労支援事業における生産活動に係る会計とその他の活動に係る会計をわけること

生産活動に係る会計

生産活動による収入

◇製造販売・受託作業収益など

生産活動に係る経費

◇生産のための経費・材料費

◇基準に定める人員配置を超えて雇用する職員の給与

◇利用者への工賃

その他の活動(福祉事業活動)に係る会計

福祉事業活動による収入

◇自立支援給付費

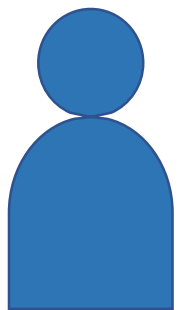
福祉事業活動に係る経費

◇基準に定める人員配置内の職員の給与など

1つの事業所で複数の生産活動(例:物品製造・清掃活動)を行っている場合、物品製造に係る上記会計と、清掃活動に係る上記会計もわける必要がある。

就労支援事業会計における人件費の分け方

生産活動に係る会計



「基準に定める人員配置を超えて雇用する職員」は生産活動の人件費で処理

(例) 生産活動指導員(生産活動を行うにあたり必要となる職員)

その他の活動(福祉事業活動)に係る会計



「基準に定める人員配置内の職員(自立支援給付費収入において評価している職員)」は福祉事業活動の人件費で処理

(例) 就労移行支援:

管理者 職業指導員 生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者

(例) 就労継続支援A型及びB型:

管理者 職業指導員 生活支援員 サービス管理責任者

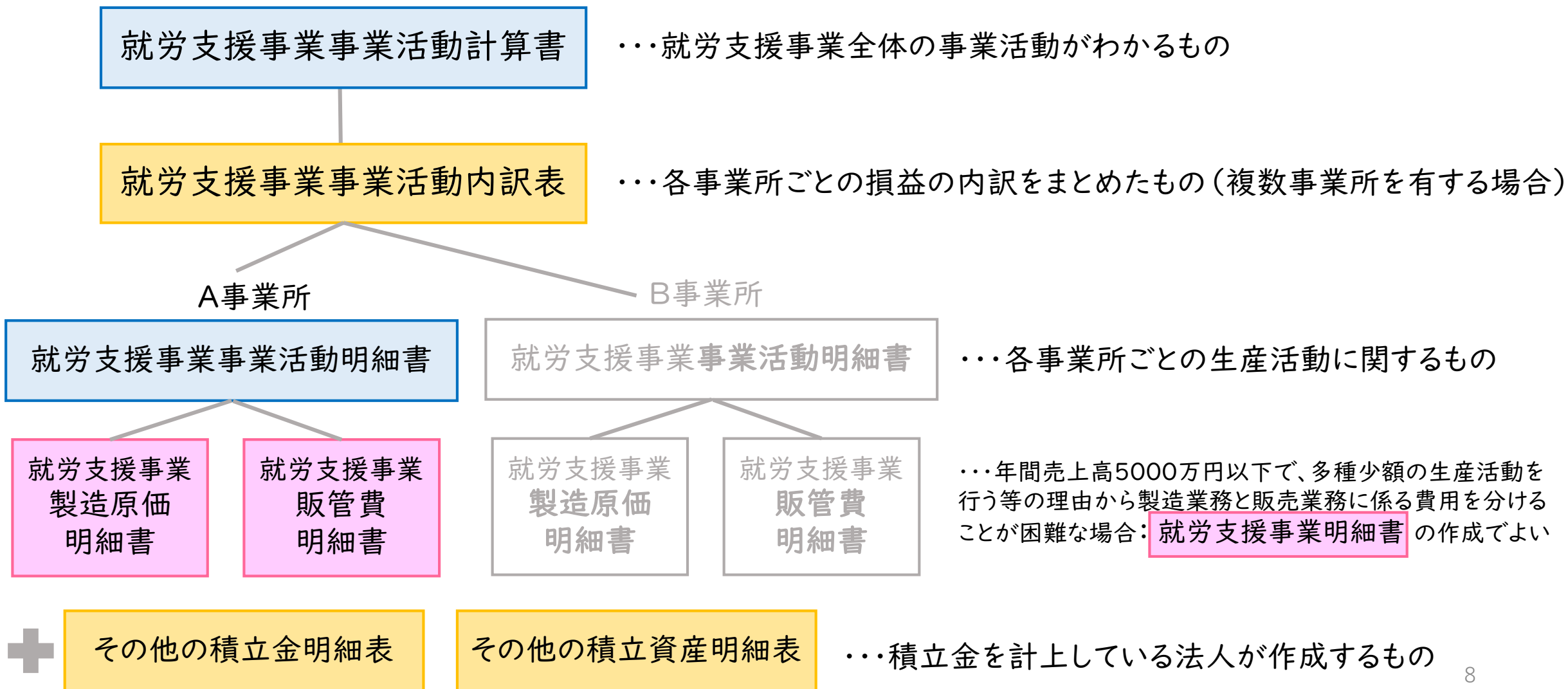


「基準に定める人員配置を超えて雇用する職員」であっても「自立支援給付費収入において評価している従業者」は福祉事業活動の人件費で処理

(例) 就労継続支援B型:

サービス費(I)の算定のため配置される職業指導員・生活支援員の人件費
目標工賃達成指導員配置加算の対象となる目標工賃達成指導員の人件費

作成が義務づけられている書類 (全ての法人が作成 ・ 選択式 ・ 該当の法人のみ作成)



利用者賃金・工賃について

各事業の指定基準・解釈通知から

$$\text{生産活動収入} - \text{生産活動に係る経費} = \text{利用者に支払う賃金・工賃}$$

→生産活動に係る収入と経費を適切に把握しなければ 適正な賃金・工賃の算出ができない

また、生産活動により余剰金が生じる場合、全て賃金・工賃として支払うこととされているため、

原則余剰金は発生しない。

ただし、一定の条件の下で積立金を計上することが認められており、その年度に積み立てた額までは、余剰金が生じてもよいとされている。

一方、損失(赤字)が発生した場合、就労継続支援A型事業は、経営改善計画書の提出が必要となる。

就労支援事業会計を適用し、可能となるよう経営管理すべきこと

- 適正な賃金や工賃の算定
- 無駄なコストの削減
- 安定的運営
- 事業収益の拡大

2 原価計算に関すること(1/3)

作成が義務づけられている書類(就労支援事業事業活動明細書)について

表1(別紙3(15))

就労支援事業別事業活動明細書

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

法人名: _____

事業所(拠点)区分: _____

(単位:円)

勘定科目		合計	工芸品製造作業	清掃作業
収益	1. 就労支援事業収益	2,760,000	1,610,000	1,150,000
	就労支援事業活動収益計	2,760,000	1,610,000	1,150,000
費用	2. 就労支援事業販売原価			
	①期首製品(商品)棚卸高	70,000	70,000	
	②当期就労支援事業製造原価	1,431,850	1,431,850	0
	当期就労支援事業仕入高	0		
	合計	1,501,850	1,501,850	
	③期末製品(商品)棚卸高	20,000	20,000	
	④差引	1,481,850	1,481,850	0
	3. 就労支援事業販管費	1,275,250	127,150	1,148,100
	就労支援事業活動費用計	2,757,100	1,609,000	1,148,100
	就労支援事業活動増減差額	2,900	1,000	1,900

➤ 就労支援事業活動増減差額(余剰金)を把握するために重要な計算書

➤ 就労支援事業活動増減差額(余剰金)の求め方

生産活動に係る事業の収入 - 生産活動に係る事業に必要な経費

➤ 就労支援事業別活動明細書での余剰金の求め方

就労支援事業活動収益計 - 就労支援事業活動費用計

➤ 就労支援事業活動費用計の求め方

就労支援事業販売原価 + 就労支援事業販管費

※左記明細書の数字は一例

2 原価計算に関すること(2/3)

作成が義務づけられている書類(就労支援事業事業活動明細書)について

表1(別紙3(⑮))

就労支援事業別事業活動明細書

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

法人名: _____

事業所(拠点)区分: _____

(単位:円)

勘定科目		合計	工芸品製造作業	清掃作業
収益	1. 就労支援事業収益	2,760,000	1,610,000	1,150,000
	就労支援事業活動収益計	2,760,000	1,610,000	1,150,000
費用	2. 就労支援事業販売原価			
	①期首製品(商品)棚卸高	70,000	70,000	
	②当期就労支援事業製造原価	1,431,850	1,431,850	0
	当期就労支援事業仕入高	0		
	合計	1,501,850	1,501,850	
	③期末製品(商品)棚卸高	20,000	20,000	
	④差引	1,481,850	1,481,850	0
	3. 就労支援事業販管費	1,275,250	127,150	1,148,100
	就労支援事業活動費用計	2,757,100	1,609,000	1,148,100
	就労支援事業活動増減差額	2,900	1,000	1,900

- 就労支援事業所以外で製造した商品を仕入れて販売する場合

就労支援事業販売原価

$$= \text{期首製品棚卸高} + \text{仕入高} - \text{期末製品棚卸高}$$

- 部品の組み立て等の下請け作業の場合
製造業務のみに従事することになるため、販管費及び一般管理費(管理に関する経費)がない。

- 「期首製品(商品)棚卸高」「期末製品(商品)棚卸高」について
棚卸しを行わないと、それぞれに金額が把握できない。

※左記明細書の数字は一例

2 原価計算に関すること(3/3)

作成が義務づけられている書類(就労支援事業事業活動明細書)について

表1(別紙3(⑮))

就労支援事業別事業活動明細書

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

法人名: _____

事業所(拠点)区分: _____

(単位:円)

	勘定科目	合計	工芸品製造作業	
			工芸品製造作業	清掃作業
収益	1. 就労支援事業収益	2,760,000	1,610,000	1,150,000
	就労支援事業活動収益計	2,760,000	1,610,000	1,150,000
費用	2. 就労支援事業販売原価			
	①期首製品(商品)棚卸高	70,000	70,000	
	②当期就労支援事業製造原価	1,431,850	1,431,850	0
	当期就労支援事業仕入高	0		
	合計	1,501,850	1,501,850	
	③期末製品(商品)棚卸高	20,000	20,000	
	④差引	1,481,850	1,481,850	0
	3. 就労支援事業販管費	1,275,250	127,150	1,148,100
	就労支援事業活動費用計	2,757,100	1,609,000	1,148,100
	就労支援事業活動増減差額	2,900	1,000	1,900

- 生産活動に係る事業に必要な経費(就労支援事業活動費用計)の構成要素

①製品の製造に必要な経費(就労支援事業販売原価)

②販売に必要な経費(販売費及び一般管理費)

収入 (例:パンの売上)	①就労支援事業販売原価 (例:パンの製造に必要な経費・・・原材料・製造に関わる利用者工賃・水道光熱費など)
	②就労支援事業販管費(販売費・一般管理費) (例:パンの販売に必要な経費・・・販売に関わる利用者工賃・消耗品費・交通費など)

※左記明細書の数字は一例

共通経費の按分方法について

複数の事業所間(多機能型事業を含む)・福祉事業活動と生産活動事業・作業種別・製造費と販管費などにおいて共通経費が発生する場合、

合理的な基準に基づき、経費の按分処理をする必要がある。

按分方法は一律に定められていないため、各法人が事業実態に応じて按分方法を設定する。

※具体的な按分基準については「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(H13.3.28老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知)に準じた扱いとする。

共通経費の例:車両関係の経費、携帯電話代等の通信費、損害保険、必要物品のリース料など

- 継続して採用している按分基準については「**按分基準表**」を作成するよう努める
- 利益操作を防止する観点から一度採用した按分方法は合理的な理由がない限り**変更しない**ようにする

積立金について

これまでのおさらい

就労支援事業においては、原則として余剰金は発生せず、就労支援事業別事業活動明細書における就労支援事業活動増減差額は生じない。

しかし、

一定の条件を満たす場合には、就労支援事業活動増減差額から**一定額を2種類の積立金**として計上できる。

(積み立てを行う場合には、**その他の積立金明細表** と **その他の積立資産明細表** の作成が必要)

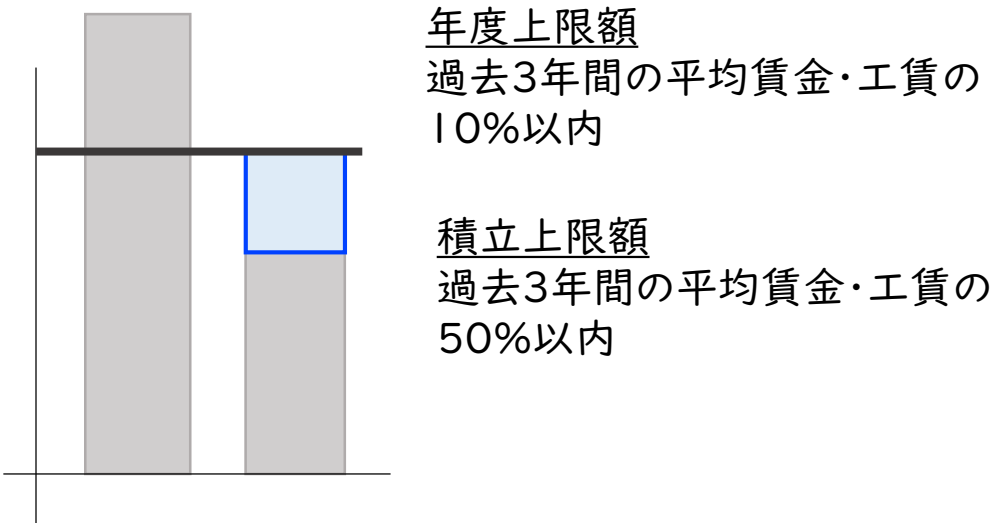
積立金の目的

- 将来にわたって安定的に工賃を支給する
- 安定的かつ円滑に就労事業を継続する

積立金の種類

工賃変動積立金

将来一定の賃金・工賃水準を下回った場合に
賃金・工賃を補填することに備える積立金



設備等整備積立金

生産活動に要する設備等の更新又は新たな
業種への展開を行うための設備等の導入に
備える積立金

年度上限額
就労支援事業収入の10%以内

積立上限額
就労支援事業資産の取得価格の75%以内

一定の条件について(積立て時)

1 理事会の決議

積み立てる場合理事会の議決に基づいて行うこと。

2 計上範囲

就労支援事業活動計算書の当期末繰越金活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額の範囲内で計上する。

3 計上時期

積立金の計上時期は、就労支援事業活動増減差額が生じた年度の計算書類に反映させる。
(計算書類の承認を決議する理事会等を開催する年度ではない。)

4 計上可能な条件①

当該年度の利用者賃金・工賃の支払額 > 前年度の利用者賃金・工賃の支払い実績額

5 計上可能な条件②

同額の積立資産(積立金の使用目的に充てる財源を確保するため、積み立てられる現預金等で固定資産に区分)を計上する。

一定の条件について(取崩し時)

1 理事会の決議

取り崩す場合理事会の議決に基づいて行うこと。

2 工賃変動積立金の場合

保障すべき一定の工賃水準(天災等により大幅に工賃が減少した年度を除き、過去3年間の最低工賃)を下回った年度について、取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支給する。

3 設備等整備積立金の場合

生産活動等に要する設備等の更新、新たな生産活動への展開を行うための設備等を導入した場合に取り崩す。

4 その他の目的の場合の取崩し

原則認められない。

ただし、就労支援事業に伴う自立支援給付費収入の受取時期が2か月以上遅れる場合に限り、一時繰替使用ができる。その場合も、自立支援給付費収入により必ず補填が必要で、積立金の目的達成に支障を来さないようにしなければならない。

【参考資料】以下の資料は添付していませんが、必要に応じてご確認ください。

- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」
(平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13319.html
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」
(平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長通知)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13319.html
- 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」
(平成13年3月28日老振発第18号)
<https://www.wam.go.jp/wamappl/bb05Kaig.nsf/0/1a5d0e228da623954925703600278835>
- 「『就労支援事業の会計処理の基準』に関するQ&Aについて」
(平成19年5月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/dl/qa34.pdf>
- 「就労支援事業会計の運用ガイドライン」
(就労継続事業所における就労支援事業の評価と会計処理基準に則した適正な運用にかかる調査研究)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000930507.pdf>